

預金又は貯金への振込みの方法による給与の支払等に関する訓令を次のように定める。

昭和49年12月18日

防衛庁長官 坂田道太

預金又は貯金への振込みの方法による給与の支払等に関する訓令

改正 平成19年 1月 5日庁訓第 1号
平成22年 1月28日省訓第 1号
平成22年 6月30日省訓第29号
令和 元年 6月20日省訓第 8号
令和 2年12月28日省訓第67号

(振込みの方法による給与の支払)

第1条 俸給支給機関の長(俸給支給機関の指定等に関する訓令(昭和30年防衛庁訓令第9号)第2条第1項の俸給支給機関の長をいう。)が給与の支払に関し適当であると認めるときは、防衛省の職員(一般職に属する職員を除く。次条において「職員」という。)の申出に基づき、その者に対する給与の全部をその者の預金又は貯金への振込み(以下「振込み」という。)の方法によって支払うことができる。

2 前項の振込みの方法による給与の支払に係る申出方法、申出に係る認定基準その他振込みの方法による給与の支払に関し必要な事項については、一般職に属する国家公務員について定められるところの例による。

(平19庁訓1・平22省訓1・一部改正)

(振込みの方法による給与の支払の特例)

第2条 前条第1項の規定にかかわらず、俸給支給機関の長が次の各号のいずれかに該当する職員に対する給与の支払に関し適当であると認めるときは、当該職員の申出に基づき、当該職員に対する給与の一部を振込みの方法によって支払うことができる。

(1) 国外に派遣される部隊等に所属する職員

(2) 官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、所在する地域を異にする官署に在勤することとなった職員であって、当該異動又は官署の移転の前に振込を受ける預金又は貯金の口座(以下この号において「振込口座」という。)とした口座を当該異動又は官署の移転の後においても引き続き振込口座としておく必要があり、かつ、当該異動又は官署の移転の後に当該職員が在勤する官署が所在し、又は居住する地域のいずれにも当該口座のある金融機関の店舗等がない等の事情により当該地域に店舗等のある金融機関の口座を振込口座とする必要があると認められるもの

(3) 前号に掲げる職員に相当すると認められる職員

2 前項の申出は、別記様式により、俸給支給機関の長に提出して行うものとする。申出を変更する場合についても、同様とする。

3 前条第2項の規定は、第1項の申出に係る認定基準について準用する。

(平22省訓1・追加・令2省訓67・一部改正)

(自衛官又は自衛官候補生が振込みの方法により給与の支払を受ける場合の基準給与簿への記載の適用除外等)

第3条 自衛官又は自衛官候補生が前2条の規定により給与の全部又は一部について振込みの方法によって支払を受けるときは、防衛省職員給与簿等規則（昭和30年防衛庁訓令第12号）第13条第2項の規定は適用しないものとする。

2 振込みの方法によって自衛官又は自衛官候補生に給与を支払うときは、給与の支払事務を行う者は、当該方法によって支払う給与の額の振込みに係る文書を基準給与簿に添付しなければならない。

(平19庁訓1・平22省訓1・平22省訓29・令2省訓67・一部改正)

附 則

この訓令は、昭和49年12月18日から施行する。

附 則（平成19年1月5日庁訓第1号）（抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成22年1月28日省訓第1号）

この訓令は、平成22年2月1日から施行する。

附 則（平成22年6月30日省訓第29号）（抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（令和元年6月20日省訓第8号）

1 この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

2 この訓令による改正後の様式を使用するに当たっては、必要に応じ、各様式中「令和」とあるのは「平成」とする修正を加えたものを使用することができる。

附 則（令和2年12月28日省訓第67号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和2年12月28日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)・(2) (略)

（経過措置）

2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式

申 出
給与の一部振込 書
変更申出

(令和 年 月 日申出)

俸給支給機関の長 殿			
所 属		フリガナ	
		氏 名	
住 所	(電話)		

預金又は貯金への振込みの方法による給与の支払等に関する訓令（昭和49年防衛庁訓令

申し出

第43号。以下「訓令」という。）第2条の規定に基づき、下記のとおり ます。

変更を申し出

記

一部振込みに該当する事由	訓令第2条第1項	第1号該当	第2号該当	第3号該当
現金支給額（振込みによらない額）	給 与			
	期末・勤勉手当			
	追 給 額 等			
開始時期	令和 年 月	摘 要		
(注) 該当する事項を○で囲むこと。	取扱者			
	確 認			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。